

第186回電気通信紛争処理委員会

1 日時

平成30年11月2日（金）13時15分から14時15分

2 場所

総務省第1特別会議室

3 出席者（敬称略）

(1) 委員

中山 隆夫（委員長）、小野 武美、平沢 郁子、山本和彦（以上4名）

(2) 特別委員

荒井 耕、眞田 幸俊、矢入 郁子、葭葉 裕子（以上4名）

(3) 総務省（総合通信基盤局電気通信事業部）

電気通信技術システム課 安東 高德 番号企画室長

(4) 事務局

事務局長 山崎 俊巳、参事官 渡辺 久晃、紛争処理調査官 蒲生 孝
上席調査専門官 土井 義之、上席調査専門官 瀬島 千恵子

4 議題及び議事概要

(1) 「固定電話番号を利用する転送電話サービスの在り方」答申について【公開】

(2) あっせん申請の受理及びその取扱いについて【非公開】

※ 議題(2)については、会議を公開することにより、当事者又は第三者の権利、利益を害するおそれがあるため、電気通信紛争処理委員会運営規程第16条第1項の規定に基づき非公開で開催し、同規程第17条第1項及び第18条第1項の規定に基づき、会議の議事録及び使用した資料を非公開とする。

5 議事内容

(1) 「固定電話番号を利用する転送電話サービスの在り方」答申について

【中山委員長】 ただいまから第186回電気通信紛争処理委員会を開催いたします。

本日は委員4名が出席されていますので、定足数を満たしております。また、特別委員4名の御出席をいただいております。

それでは議事次第に従って進めてまいります。議題1については公開といたします。また、議題2につきましては、事業者間交渉の情報等を含むため、当事者又は第三者の権利、利益を害するおそれがある場合に当たることから、当委員会運営規程第16条第1項の規定により非公開とし、同規程第17条第1項及び第18条第1項により、議事録及び資料は非公開といたします。

本日の議題1は、「固定電話番号を利用する転送電話サービスの在り方」答申についてであります。本件につきましては、9月19日に情報通信審議会の答申が取りまとめられ、公表されましたので、その概要について、総合通信基盤局電気通信事業部番号企画室の安東室長から、御説明をお願いしたいと存じます。安東室長には、お忙しいところ、ありがとうございました。よろしくお願い申し上げます。

【安東番号企画室長】 総務省番号企画室長をしております安東と申します。以下、座って御説明させていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

お手元の資料186-1を御覧ください。

今般、委員長からも御紹介がございましたとおり、固定電話番号を利用する転送電話サービスの在り方について、この9月に情報通信審議会の答申をいただいたところでございますので、この問題意識と答申の概要について、御説明させていただきます。

固定電話番号と申しますのは、様々な番号の種類がある中で、後ほど御紹介しますが、例えば東京03、大阪06のような地域性のある番号のことを念頭に置いているものでございます。

まず、答申に入ります前に、1ページ目を御覧ください。電気通信番号、いわゆる電話番号の基本的な説明を簡単にさせていただきたいと思っております。

囲みの部分の2つ目のポツでございますが、電話番号、電気通信番号につきましては、国際電気通信連合（ITU）が定める国際的なルールにしたがって、桁数等の制約がございます。その意味では、有限希少な資源となっております。また、各国において、そのルールのもとで配分や使用の手続を定めておりまして、日本では、総務省が管理して、希望する電気通信事業者の皆様に配分を行っているということでございます。

真ん中に、ITUが定める番号体系とございますが、最大15桁の番号を付すこと

ができます。そのうち日本においては、囲みにございますとおり、左側の国番号3桁というところが「81」でございまして、右側に国内番号とございますのが、現在は最大11桁で運用しているところでございます。

下の番号体系の一例でございますが、0AB～J番号固定電話とございますのが今回の答申の対象でございますが、東京03、大阪06のような番号につきましては、右にありますとおり、10桁の番号体系で運用しておりまして、ピンク色のABCDEという桁数の部分を総務省から希望する事業者の皆様には要件に照らして配分を行っておりまして、各事業者におきましては、個別の番号を10桁でユーザーの皆様には付与しているということでございます。

続きまして、2ページ目を御覧ください。主な電気通信番号の指定及び使用の状況でございますが、今回、1例として、一番上の03、06のような0AB～J番号に関しまして御紹介いたしますと、国から、22の事業者の皆様には番号を配分している状況でございまして、現時点におきましては、指定数2億3,831万番号を指定しているということで、持てる番号数から見た指定率が56.8%という状況でございます。

もう一段下の090、080、070は携帯電話番号、PHS番号でございますが、4社に対して、持てる番号の9割程度を配分している状況でございます。

次のページを御覧いただきまして、3ページ目でございます。主な電気通信番号の指定の状況でございますが、様々な番号帯がございます。先ほどの固定番号、携帯番号以外にも、フリーダイヤル0120のような番号、いろいろなものを国で管理しておりますが、例えば固定電話番号、一番左側で申しますと、22社の内訳は、NTT東日本をはじめ、大手の事業者さんに加えまして、下のほうまでいきますと、様々な中小事業者の皆様にも指定をしている状況でございます。さらに、この指定した番号について、事業者間で、卸提供、卸役務という形で、番号を更に卸しているケースもございまして、番号の使用に関しては、多様な事業性が認められるところでございます。

続きまして、4ページ目でございます。今回、課題となります固定電話番号03、06のような番号は、非常に特性のある番号で、具体的には、以下に整理しております4つの識別性が確保されている番号でございます。①といたしまして地理的識別性、②サービスの識別性、③通話品質の識別性、④社会的信頼性の識別性でございます。

①に関しましては、例えば03といった場合には、これは東京23区がおおむね範

困であるということがわかります。0942という場合には九州のある地方ということがわかります。端末が設置されている地域を、その番号でおおよそ特定することが可能という意味での識別性を有しております。

②のサービスの識別性に関しましては、固定電話03、06の番号については、119番、110番などの緊急通報ができるというような義務づけもございまして、その番号ごとにサービスの特性が識別できるものでございます。

③の通話品質に関しましては、携帯、固定、IP電話、様々ございますが、今日議論になります0AB～J、東京03、大阪06のような固定電話番号については、他の電話に比べて高い品質が確保されている、こういう制度的な義務づけがございましてという意味での品質の識別性でございます。

最後に、社会的信頼性という意味では、先ほどの地理的識別性などを含めて、03、06のような番号については、ある程度の地域性も品質も分かるという意味では、一定の社会的な信頼性が確保されているものでございます。このような意味で、03、06のような番号は、現在、固定電話全体の契約数は微減でございますけれども、企業のニーズを含めて、まだまだ使われている状況でございます。

5ページ目を御覧ください。4ページ目で御紹介したような固定電話番号の特性を前提としまして、転送電話の在り方について、情報通信審議会でも検討を行っていただきました。転送電話につきまして、まず、仕組みを御紹介いたしますと、真ん中のポンチ絵でございますが、真ん中にごございます地域が転送電話の利用者の1つの拠点でございます。東京03のような区画の中にある拠点。通常は通話でいいまして、真ん中の緑の四角から右側の一般の利用者へ電話をかける。そうしますと、03の番号が表示されるなどして、緑の地域にこの人がいるということが分かるものでございます。しかしながら、転送電話に関しては、この仕組みに左側の部分が追加されておまして、一例で申しますと、携帯電話の利用者がこの仕組みを利用することで、まず、23区の03の地域の拠点へ電話を発信する。その上で、03からさらに転送をかけて、右側のユーザーに着信されることによって、携帯からかけているけれども、右の利用者にとっては、固定の03からかかっているというような認識を持つことがあり得るというものでございます。極論申しますと、左側が北海道でも真ん中が東京でありますと、右側の利用者は東京の地域からかかってきたのかと認識する可能性があるものでございます。

近くの囲みでございますが、この審議会の検討の背景としましては、1ポツ目で、03、06のような固定電話番号については、先ほど御紹介しました「市外局番による地域性」、「高い通話品質」、「緊急通報が可能」といった要件が制度上の義務づけで確保されているところでございます。

しかしながら、2ポツ目、転送電話により、固定電話からかけたように装うことも可能となっております。

3ポツ目、法人ユーザーに一定のニーズはございますが、先ほど御紹介したような固定電話自体の識別性、信頼性に疑義が生じる可能性もあり、これまで十分なルールが整備されてこなかったという認識がございます。

4ポツ目、このため、情報通信審議会におきまして議論を行い、本年9月に一定の方向性を答申いただいたものでございます。

続きまして、6ページ目を御覧ください。固定電話を利用する転送電話の提供イメージということで、幾つか類型をお示ししております。詳細の説明は控えさせていただきますが、転送電話に関しましては、様々なパターンがございます。その一例として下に4つ示しておりますが、上段は、国から直接、番号の指定を受けた番号指定事業者による転送電話の形式でございますが、それだけではなく、下段、その番号をさらに卸提供で受けたような、国から直接、番号の指定を受けていない番号非指定事業者による提供形態もありまして、非常に多岐にわたってございます。

続きまして、7ページ目を御覧ください。ここから、審議を経て取りまとめたいただきました答申のポイントについて、御紹介してまいります。先ほど、4ページ目で御紹介しましたような03、06の固定電話番号については、幾つかの識別性、信頼性を担保しながら、社会的に広く使われてきたという経緯がございますが、転送電話のパターンにおいては、幾つか、その疑念、懸念を生じるケースもあるということでございまして、これに対する解決策、方向性をお示しいただいたものでございます。

7ページ目の現状・課題を簡単に御紹介いたしますと、まず、4つの識別性のうち、地理的識別性、また、4つ目の社会的信頼性を転送電話においてどう確保していくのかという点でございます。

1ポツ目でございます。現行制度上では、番号指定事業者——国から直接、番号をお渡しする事業者には、一定の要件の義務づけがなされておきまして、固定電話番号は、この義務づけもありまして、地理的な識別性を確保しているものでございます。

3 ポツ目でございますが、現行制度上で見ますと、転送電話に使用する場合、こういうケースにおいて地理的識別性の確保については、基準などが必ずしも明らかではないという状況がございます。

他方で、実際は、いろいろなサービスが出ている状況でございますが、下から2 ポツ目でございますが、利用者アンケートにおきましては、多くの人が、固定電話番号を示す地域外に電話が転送されていくということは問題だと認識しているという、社会的な信頼性の裏返しでございますけれども、転送電話に関しての課題についても、認識が示されているところでございます。

こういう現状・課題を踏まえまして、8 ページ目を御覧ください。答申概要の1 つ目といたしまして、方向性（考え方）をまとめていただいております。

1 ポツ目でございますが、固定電話自体は、地域の住宅、事業所といった拠点の基本的な通信手段でございますが、携帯電話が普及している昨今ではございますが、拠点との関係への通信手段としては、今後も、国民生活、社会経済活動にとって重要な役割を担うものという認識が、まず示されております。

2 ポツ目でございますが、その上で、固定電話番号を使用する転送電話につきましては、法人の職員が出張したり、テレワークしたりということも含めて、一定のニーズは存在して、利用者利便に資するもの、この審議会の議論では、働き方改革にも資するものという議論はございました。

3 ポツ目でございますが、他方で、転送契約者の拠点、また、固定電話回線がないような状態、下の絵の真ん中のところに、実際に真ん中に家がなかったり、契約者の設備がなかったりという状態で、ネットワークを通じて転送する場合は、もはや拠点がなく固定電話番号を使うというような形になってきますので、信頼性、法人拠点があるように装うケースもあって、中長期的には、固定電話番号の識別性、信頼性が損なわれ、やがては転送電話の利用ニーズ市場も縮退するのではないかという懸念が示されております。

4 ポツ目で、こうした点を踏まえまして、地理的識別性、社会的信頼性の確保が必要という認識がまとめられまして、具体的には、下の小さなポツでございますが、番号区画03という番号で示されているエリアの中に、転送契約者の拠点、住所が存在して、それを実在確認し、また、本人確認の徹底をすることが必要ではないか。また、転送契約者の拠点に一定の設備が設置されていること、バーチャルなものではないと

ということが重要ではないかということが示されたものでございます。これにより、転送電話においても、地理的識別性、社会的信頼性の一定の確保がなされるのではないかと方向性でございます。

続きまして9ページ目でございますが、守るべき識別性として、通話品質の識別性を転送電話においてどう確保していくかという点でございます。

現状・課題において、固定電話番号06、03を利用する電話サービスについては、他の携帯、光、IP電話に比べまして、高水準の通話品質の確保を義務づけているところでございます。

他方で、転送電話においては、そういう品質が高い固定電話区間を越えて、さらに先に転送されていくという中で、例えば携帯区間、また、050IP区間、さらには、インターネット区間のような形で転送されるケースがあり得ます。特にインターネットによる転送区間においては、品質が低下していくケースがございます。

このため、通話の相手方が転送契約者と知らないで発着信を行う一般利用者は、自分は品質の高い固定電話に対してかけていて、その料金を払っているという状況にもかかわらず、その先の低水準の通話品質しか確保されないという不利益が想定されることがございます。

こういう現状・課題に対しまして、方向性といたしまして、下の四角の1ポツ目でございますが、やはり、転送電話においても、通話品質の識別性を確保することが必要であるという方向性をいただきました。

具体的には、固定電話網以外のその先の転送区間において、現行の固定電話、携帯電話、050IP電話までの同等水準の品質を確保することで、一定の通話品質は確保する必要がある。もし、これを満たさない場合については、満たさないということをご一般消費者側が認識できるような措置を講じる。例えば音声ガイダンスのようなもので、そこは品質が下がるということをご認知してもらうことが必要ではないかという答申をいただいております。

続きまして、10ページ目でございますが、こちらは品質の基準の詳細でございますので、御参考とさせていただきます。

11ページ目を御覧ください。答申概要の3つ目でございますが、サービスの識別性の中で御紹介しました緊急通報の確保の在り方について、でございます。

現状・課題でございますが、現在の03、06のような電話番号につきましては、

緊急通報、警察、消防、海上保安庁などへの通話ができることという義務づけがなされておまして、固定電話を使う限り、緊急通報ができるという識別性がございます。

他方で、今回の転送電話の類型におきましては、例えば8ページ目で御紹介したような転送電話の利用者が拠点の外にいる場合がございます。そうしますと、ここから右側が警察、消防、海上保安庁とすると、警察、消防、海上保安庁の皆さんは、どこから発信されたかというのを真ん中の拠点から発信されたと誤認する仕組みになってございますので、外からかけていますけど、その住所が分からないという状況になってまいりますので、かえって、転送電話で緊急通報をしてしまうと、警察、消防、海上保安庁における通報者情報のひもづけ、また、場合によっては、電話が切れた場合にコールバックするときにも違う場所に行ってしまうということがありまして、犯罪捜査、人命救助に支障を来す可能性が取り沙汰されております。

これに対する方向性といったしましては、11ページ目の下段の四角でございますが、1つ目、緊急機関による通報者情報のひもづけ、また、切れた場合の通報者へのコールバックを適切に確保する観点からは、以下の措置を行うことが必要としております。具体的には、小さなポツでございますが、基本的に、発信転送、外の携帯から中の03の拠点にかけて、それが03として緊急通報されるということとはできないようにしてくださいと。そのかわり、携帯電話から緊急通報することで、通報者の居所が明確になるということがございます。

また、2つ目のポツですけれども、電話が切れた場合に、警察、消防、海上保安庁から、通報者にコールバックをする場合、転送機能を解除することによって、緊急通報の文脈では転送による弊害を解決していきたいということでございます。

続きまして、12ページ目を御覧ください。答申概要の4つ目でございますが、番号非指定事業者による転送電話の提供の在り方という論点でございます。先ほど、国から直接、番号を付与している事業者さんがいる中で、さらにそこから番号を卸されたりする形で、国から直接、番号の指定を受けずに事業を展開する事業者さんが転送電話をする場合というのがございました。こういう事業者さんが転送電話サービスを提供する場合の課題について整理をしております。

現状・課題につきましては、上の囲みの2つ目のポツでございますけれども、現行制度上につきましては、国から番号をお渡しした番号指定事業者、そこから更に卸提供された番号を使っている番号非指定事業者が転送電話を提供する場合について、そ

の基準、ルールが必ずしも明確になっていないという状況がございます。また、国から番号の指定を受けた事業者さんが卸提供のときにどのような契約をしているかということについても、事業者ごとに様々な状況がございますので、今回の答申の趣旨を貫徹する場合には、番号を国から直接、お渡しする事業者だけではなくて、その先の事業者とも、同様にルールの共有を図っていく必要がございます。

その観点から、下の四角、方向性でございます。後ほど簡単に御紹介しますが、平成30年電気通信事業法の改正がございます。こちらに関しましては、番号を利用する事業者の番号の適正、効率的な利用を促すために、番号の使用に関して、使用計画を出して、総務大臣が認定するという仕組みを新たに導入することにしております。この際、番号を使って事業を行う、サービスを提供する事業者という意味では、国から直接、番号をもらっている事業者だけではなくて、その番号を卸されている事業者も同様にその対象に当てはまってまいりますので、今回、事業法の対象が広がることを契機といたしまして、番号非指定事業者の転送電話の提供に関しても、枠組みの中でルールを整備していく必要があるという方向性をいただいております。

具体的には、事業者が作成する番号使用計画、また、報告などの規律を整備してまいりますけれども、番号指定事業者側において、卸状況について、ある程度、総務大臣に報告していただくことで、事業者が指定先にどのように番号を卸しているかということを一程度把握する、また、番号を指定事業者から卸された側の事業者がどのような番号の使用状況になっているかということも、総務大臣が確認する、その両方の対応をもって、番号指定事業者、番号非指定事業者それぞれの転送電話の類型、サービス提供の形を確認して、より適正化を図っていくべきであるという方向性をいただいたところでございます。

13ページ目、答申案への意見募集を行ったところでございますが、提出された意見といたしまして、「地理的識別性及び社会的信頼性」に関する意見、「通話品質の識別性」に関する意見、また、新たに対象となる「番号非指定事業者による転送サービス」に関する意見などが出ております。例えば、社会的な信頼性に関する意見で紹介しますと、そもそも06、03のような番号の規律については、自由なサービスをしている中で淘汰されることもあるということを前提に、そういう中で、ベンチャー企業などの自由なサービス提供を阻害するとしたら、逆に消費者の選択肢を狭めてしまうのではないかとというようなことがありまして、一定の要件にとどめるべきではない

かという御意見もございますが、この点が、もともとの06、03の広い社会的な信頼性を前提として、転送電話の信頼性をどう確保するかという点で議論をしてまいりましたので、多く利用されている現状に鑑みますと、一定の信頼性を確保するための取組は必要である、そんなパブコメの回答を審議会からいただいているところがございます。様々な御意見が出てまいりましたが、答申案を修正するまでには至らない内容でございますので、今後の省令等の制度整備の中で、しっかり留意していくことが適当であると審議会ではお答えいただいているところがございます。

続きまして、14ページ目でございますが、本答申を踏まえて、フォローアップについての整理もいただいております。

1ポツ目でございますが、本答申によって、適正な番号使用のもとで「働き方改革」などの利用者利便に資するという側面での転送電話の円滑な提供が促進され、転送電話に係わる一般利用者の利益が保護されるための方向性を、まず、答申において明確化したとしていただいております。

3ポツ目でございますが、その上で、この答申の内容を実効性のあるものとするために、総務省において、必要な制度整備を速やかに進め、関係事業者の取組を促進することが必要としていただいております。具体的な省令に落とし込むときに、先ほどのような意見も踏まえながら、具体的な制度を作ってほしいという御意見でございます。

また、一番下のポツでございますが、情報通信審議会としても、フォローアップや必要な検討を継続して進めていくということでございます。

以上が答申でございますが、先ほど御紹介しました平成30年電気通信事業法の改正について、15ページ目で簡単に御紹介させていただきます。こちらは関連する取組でございますが、先の国会において、電気通信事業法の改正がなされております。そのうち、電気通信番号関係についても含まれているところでございますが、今回、電気通信番号を使って事業を提供する電気通信事業者におきましては、番号の使用に関する計画を総務大臣に出していただいて、それが適正であれば、大臣が認定して、番号をお渡しする。また、番号を使っている事業者という意味では、卸先事業者においても手続を行っていただく。それによって、番号の利用の適正化、効率化を図っていくということでございますが、この改正法に基づく省令等の制定とあわせて、転送電話に関する記述も同じ枠組みの中に入ってくると認識しておりますので、この規定

についても整備して、今後、情報通信行政・郵政行政審議会へ諮問した上で、期限であります来年の5月下旬までの施行を目指してまいりたいと考えております。

駆け足で恐縮でしたが、答申に関する御説明は以上でございます。よろしくをお願いします。

【中山委員長】 御説明ありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明について、御質問等ございましたら、お願いいたします。いかがでしょうか。

どうぞ。

【平沢委員】 御説明ありがとうございました。

利用者の費用負担の件について、レジュメの中で少し触れておられましたけれども、どこに転送されているか分からない、もしくは、どこからかかっているか分からないという状況であっても、利用者の利用料金に影響はない仕組みでございましょうか。

【安東番号企画室長】 ありがとうございます。

9 ページ目の通話品質の識別性の確保の在り方という中で御紹介した料金の負担の関係の御質問と理解しました。

固定電話をかけて、その先、どこへ転送されているか分からないという点は確かでございますが、固定電話料金という意味では、変わるものではございません。他方で、例えば050IP電話などになりますと料金体系が異なりますので、03、06のような電話にかかる料金と思って払っているのに、実際はそれよりも品質が下がるという場合で、050でかければ、もっと安いかもしれないというのもある中で、06、03の料金を払っているということがございますので、ユーザーからしますと、固定電話にかけているつもりでお金を払っているのに、その先でそうでない電話体系につながっている、品質が下がっているというところについて、バランス感というのが、利用者から見て、十分な対価を受け取っているのかという点で不利益が生じるのではないかと答申ではまとめていただいているところでございます。

【平沢委員】 品質上の問題だということはわかりました。ありがとうございます。

【中山委員長】 ほかにいかがでございますか。

【矢入特別委員】 では、すみません。

【中山委員長】 どうぞ。

【矢入特別委員】 改正された電気通信事業法の中で、番号を使用しようとする電気通信事業者さんに当たりますのは、2ページの0AB～J固定電話を扱われている22事業者さんが対象という認識でよろしいのでしょうか。それとも、新たにこちらに参入しようとしている業者さんがあったりとか、そういうことを教えていただけるとありがたいです。

【安東番号企画室長】 御質問ありがとうございます。

15ページ目の番号を使用しようとする電気通信事業者に関しては、まず、3ページ目を御覧ください。今回のテーマであります06、03のような0AB～J番号の事業者がありますが、それに限らず、番号体系としては、ずっとこの表にございます携帯番号、050IP電話番号、フリーダイヤルの0120番号など、様々な番号を総務省から各事業者にお渡ししています。こういう事業者全てが対象になるということと、あと、番号を使って電気通信サービスを提供する事業者という意味で、この番号を国から直接もらっている事業者だけではなくて、その事業者からさらに卸されて番号を使っている事業者さんも対象になるということでございます。

【矢入特別委員】 恐れ入ります。念のためお聞きしたいんですけども、以前、届出制でなかったころに生じたいろいろなトラブルの件数とか、もし、そういったデータをお持ちでしたら。もし、届出制になった場合に、どれぐらい減る見込みかみたいなものというのは、概算でもいいので、ございますか。

【安東番号企画室長】 数値的なものは現在持ち合わせていないところでございますが、今回の答申におきましては、転送電話そのもののいろいろな類型を議論いただきまして、やはり、もともと、通常の電話との関係で、思っていたものと違うものになっているときに、識別性の問題があるのではないかというアンケート結果等が出ておりまして、具体的な件数で何件問題があったところまでは必ずしも至ってはいないんですけども。

【矢入特別委員】 では、まだ、すごい問題は起きていなかったけれども、これから起きるだろう問題に対処されたみたいなイメージでよろしいのでしょうか。

【安東番号企画室長】 そうですね。実際は、様々なサービスが転送電話として出ておりまして、正直、ルール化という意味では追いついていない面がございまして、守りたい固定電話における識別性、信頼性というものが棄損される懸念が高まっている中で、今回のルール化の議論をさせていただいているということでございます。

【矢入特別委員】 ありがとうございます。

【平沢委員】 もう1点、よろしいですか。

【中山委員長】 どうぞ。

【平沢委員】 もう1点、教えていただければと思います。

先ほど提出された主要な意見の中で出ていたシェアオフィスの場合がございました。イメージを確認させていただきたいんですが、シェアオフィスの場合は、実在する拠点に該当するというイメージで捉えてよろしいのでしょうか。シェアオフィスといえどオフィスか、それとも、シェアオフィスのようなものは実在する拠点とは言えないという考え方に近いのでしょうか。

【安東番号企画室長】 まさに重要な論点でございまして、シェアオフィスといいましても、具体的に、その方々が立ち寄る拠点が実際にあるものと、名義だけ貸していただいているようなケースと、様々と認識しております。どの部分が実在確認、本人確認、設備確認といった要件を満たし得るオフィス提供形態なのかというところも含めて、今後の制度整備の中で整理を図ってまいりたいと思っております。事ほど左様に、様々な提供形態がございまして、その中でどのように適正化を図っていくかというところが、答申を踏まえた制度の課題であると認識をしております。

【中山委員長】 ほかにいかががでいらっしゃいますか。

では私から。諸外国の取組はどうなっているのか、あるいは諸外国で現実に悪用された例がかなり出てきているとか、その辺の状況も教えていただければと思います。

【安東番号企画室長】 今回、課題になりました固定電話というのは、03、06のような地理的にひもづけた番号体系でございまして。諸外国においても、一定程度、番号を地理的な情報にひもづけているものはございますけれども、例えばアメリカで申しますと、ニューヨークの番号であっても、別の地域から発信しているというようなケースも聞こえてまいりますので、日本においては、比較的、地理的識別性をしっかりひもづけて運用していると考えております。その点で申しますと、同様な転送電話というのは、各国にも仕組み上はございますけれども、もともとが持っている信頼性や識別性を棄損するという点での課題の大きさというのは、日本はある程度、顕在化している特徴ではないかと。もうちょっと自由な部分がございまして、例えばアメリカでいうと、固定と携帯が一緒の番号であったりしますので、地理的な識別性というのは、その点でも日本と少し違っているというところはございます。

【中山委員長】 ありがとうございます。

あと、先ほど、アンケートの結果、地理的識別性、信用性というものが大事だという意見が60%ぐらいあったというようなお話でしたでしょうか。そのアンケート結果というのは、直感に基づくものだったということですかね。

【安東番号企画室長】 アンケートは、なるべく、こういう転送の形がありますという類型を前段で簡単にお示しした上で、その場合にどう考えますかという質問をさせていただいております。御自身は東京のこの地域にかけたつもりだけでも、そこから違うところに行っているというのがある程度分かるような形でお示して、それが御自身の感覚として、「それは困る」、「いや、そんなに困らない」という何段階かのクエスチョンに分けて、アンケートの回答をいただいているものでございまして、全くの想像というよりは、少し具体的な例をもってお聞きしているものでございます。

【中山委員長】 ありがとうございます。

ほかにはいかがですか。よろしゅうございますか。

では、ほかに特段の御質問等がなければ、質疑を終えたいと思います。

安東室長には、お忙しいところ、まことにありがとうございました。御退出いただいて結構です。

【安東番号企画室長】 どうもありがとうございました。

【中山委員長】 ありがとうございます。

以上で公開の議題は終了となりますので、ここから非公開となります。

傍聴者の皆様には、恐縮ですが、御退席をお願いいたします。

(傍聴者退室)

(2) あっせん申請の受理及びその取扱いについて

※この部分については、非公開にて開催した。

(3) 閉会

※この部分については、非公開にて開催した。